

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療制度における、外国人登録情報の目的外利用の項目追加について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：健康部 高齢者医療保険制度準備担当）
担当者：鈴木 内線（3862）

事業の概要

事業名	後期高齢者医療制度における、外国人登録情報の目的外利用の項目追加について
担当課	高齢者医療保険制度準備担当
目的	後期高齢者医療制度の対象となる外国人で、登録住所に居住していない場合、実態調査を行う必要があるため
対象者	後期高齢者医療制度に該当する外国人
事業内容	<p>後期高齢者医療制度は、75歳以上（一定以上の障害のある方は65歳以上）の医療保険であり、被保険者全員に被保険者証を交付する。</p> <p>この被保険者証により、原則1割（現役並み所得者は3割）の負担で医療を受けてもらうこととなる。</p> <p>被保険者証を郵送したものの返戻された場合など、外国人登録の住所に、居住していない場合、居住実態の有無について調査を行う必要がある。</p> <p>被保険者証の更新は2年に1回であることから、外国人登録の居住情報（原票確認コード）を活用し、適宜必要に応じた実態調査を可能とする。</p>

件名 後期高齢者医療制度における、外国人登録情報の目的外利用の項目追加について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	戸籍住民課	利用課	高齢者医療保険制度準備担当
登録された個人情報業務の名称	外国人登録	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	後期高齢者医療制度
情報はどのような媒体に記録されているか	ホストコンピュータ	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	紙(リスト)
登録業務で保有している情報項目は何か	住民番号、世帯番号、漢字氏名、登録年月日、職業コード、旅券、登録年月日、指紋事項、申請事由、次回確認、交付予定期間、交付年月日、在留許可、出生地、本籍地コード、国籍住所、勤務先、原票確認コード、原票確認年月日、原票サイズ、旧登録番号、写真番号、家族確認年月日、家族関係フラグ、家族氏名、家族住民番号、カナ氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、方書、区民日、転入日、前住所郵便番号、前住所、前住所方書、転出日、転出先郵便番号、転出先住所、転出先方書、入国日、世帯主氏名、続柄、異動事由、住民区分、消除フラグ、国籍コード、外国人登録番号、次回確認、通称名、等	左欄のうち利用する情報項目	原票確認コード(追加項目)
何のために保有しているのか	外国人登録業務を行うため	何のために目的外利用するのか	正しい要件判定を行い、書類発送をするため
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	*****	目的外利用の時期・期間	平成20年4月1日から継続